

会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負代金債権譲渡の承認に係る取扱要領

(平成 20 年 5 月 14 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を、会津若松地方広域市町村圏整備組合工事請負契約約款（平成 18 年 8 月 31 日決裁。以下「約款」という。）

第 5 条第 1 項ただし書の規定により、中小建設業者を対象とした資金の貸付事業を行う中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。以下「事業協同組合」という。）に対し、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 債権譲渡を承認する対象となる工事は請負代金の額が 500 万円以上の工事で、約款第 34 条の前金払（以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の工事は除くものとする。

(1) 約款第 37 条の部分払が行われた工事（ただし、次号アについては、最終会計年度の工事に係る部分払が行われたもの）

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次のア又はイに掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) その他請負者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡の承諾に不適当な事由があると認められる工事

(譲渡対象となる債権の範囲)

第 3 条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第 31 条第 2 項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第 46 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承認依頼書（第 1 号様式）、債権譲渡契約証書（第 2 号様式）及び債権譲渡通知書（第 3 号様式）の請負代金額、債権譲渡額は変更後のものとする。なお、事業協同組合と請負者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が事業協同組合に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第 4 条 請負者が事業協同組合に債権譲渡をしようとするときは、事業協同組合と連署にて管理者に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 3通
- (2) 債権譲渡契約証書(案) 1通
- (3) 工事履行報告書(会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約規程(平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第6号)第12号様式) 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の請負者及び事業協同組合の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人の承諾書(債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ)

2 前項の規定による申請をすることができる時期は、当該工事の出来高(第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高)が前金払(第2条第2号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払)が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第32条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

3 第1項の規定による申請を行うときは、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、事業協同組合から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が事業協同組合であること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。

4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、管理者は、第2条及び前2項に規定する要件を確認の上、確定日付を付した債権譲渡承諾書により承諾するものとする。

5 管理者は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿(第4号様式)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

(下請保護)

第5条 請負者は、事業協同組合から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画(支払状況・支払計画書(第5号様式))を事業協同組合に提出するものとする。

2 債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等における下請保護に関しては、請負者及び事業協同組合が責任を持つて行うこととし、発注者は関与しないものとする。

(債権譲渡の通知)

第6条 請負者及び事業協同組合は、第4条第4項の承諾を受け債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて、債権譲渡通知書に債権譲渡契約証書の写しを添えて管理者に提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、工事請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく事業協同組合に変更後の工事請負契約書の写しを提出するものとする。

(被担保債権)

第7条 債権譲渡は、将来請負者と事業協同組合の間で締結する金銭消費貸借契約(工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの)に基づいて事業協同組合が請負者に対して取得する債権(以下次項において「事業協同組合の貸付債権」という。)を担保するものであって、事業協同組合が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保

するものではない。

- 2 請負者が、組合との工事請負契約を完全に履行し、事業協同組合が組合から譲渡債権全額を受領した場合は、事業協同組合は、事業協同組合の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還することとする。

(債権譲渡額の請求)

第8条 債権譲渡を受けた事業協同組合は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（第6号様式） 1通
- (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通（事業協同組合の原本証明を付したものの）
- (3) 債権譲渡契約証書の写し 1通（事業協同組合の原本証明を付したものの）

- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた事業協同組合は部分払を請求することはできないものとする。

附 則

この要領は、平成20年5月14日から施行する。